

## 西宮市地域型保育事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定地域型保育事業者のうち、市長が適当と認める者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、良質かつ適切な地域型保育の提供体制を確保し、子どもの保護者の選択に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の例による。

(補助金の額)

第3条 西宮市長は、予算の範囲内で、次に掲げるものに対して、次の各号に定める額の補助金を交付することができる。

- (1) 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業を行う者（居宅訪問型保育事業を行うものを除く。以下同じ。）のうち、西宮市一般型延長保育事業実施要綱に定める延長保育事業を行うもの 国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知。以下「交付要綱」という。）に規定する金額及び西宮市一般型延長保育事業実施要綱第11条に規定する基準額
- (2) 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業を行う者のうち、西宮市余裕活用型一時預かり事業実施要綱に定める余裕活用型の一時的預かり事業を行うもの交付要綱別紙の第3欄に規定する基準額
- (3) 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業を行う者のうち、西宮市保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱に基づく保育士宿舎借り上げ支援事業を行うもの同要綱に規定する金額
- (4) その他市長の認める者 市長の認める金額

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする特定地域型保育事業者は、その確認に係る事業所ごと（ただし、市長の認める場合を除く。）に、次の各号に掲げる書類を、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 補助事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の

うえ補助金の交付の適否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の額、交付時期その他必要な事項を記載した補助金交付決定通知書により、当該申請者にその決定を通知する。
- 3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第6条 第5条第2項の補助金交付決定通知書を受けた者は、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。）第12条に規定する書類のほか、補助事業の利用状況等に関する書類を整備し、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(実績報告)

第7条 第5条第2項の補助金交付決定通知書を受けた者は、次の各号に掲げる書類を、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査等により、補助事業の内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該補助事業の内容が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置をその者に、命ずることができる。
- 3 前項の規定による命令を受けた者は、当該命令に従うとともにその結果を、直ちに市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付の時期)

第9条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、補助事業の着手前又は完了前であっても、その全部又は一部を交付することができる。

(補助金の請求)

第10条 第8条第1項の補助金確定通知書を受けた者が、補助金交付の請求をしよう

とするときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付請求書
- (2) 補助金確定通知書の写し。ただし、前条ただし書の規定により補助事業の着手前又は完了前に交付を受けようとするときは、補助金交付決定通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の返還)

第11条 市長は、第8条第4項のほか、第5条第2項の補助金交付決定通知書を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部または、一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき
- (3) 申請書類等に虚偽その他不正があったとき  
(雑則)

第12条 この要綱に定めのない事項は、補助金規則の規定に従う。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(定期見直し)

第2条 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

(家庭保育所の運営・助成要綱等の廃止)

第3条 次に掲げる要綱（次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。

- (1) 家庭保育所の運営・助成要綱
- (2) 家庭的保育事業（保育ルーム）の運営・助成要綱
- (3) 西宮市小規模保育事業実施要綱

2 旧要綱の次に掲げる規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

- (1) 平成26年度分までの記録の整備
- (2) 平成26年度分までの保育費用
- (3) 平成26年度分までの予算により支出される助成金・補助金の交付、補助事業の実績報告、補助金の確定等並びに貸付金の償還

#### 付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。